

# 登別市立学校における働き方改革基本方針

平成 30 年 10 月  
(令和 2 年 3 月改定)

登別市教育委員会

## はじめに

平成29年3月に、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指し学習指導要領の改訂が行われ、現在学校には、学習指導要領のねらいや社会からの要請を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されております。

その実現に向けて学校においては、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要です。

北海道教育委員会が平成28年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果では、

- ・1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については小学校で2割、中学校で4割、高等学校で3割を超えている。  
また、教頭に至っては、小・中学校とも7割、高等学校で6割を超え、特別支援学校では3割となっている。
- ・教頭については、調査業務を含む「事務処理」の時間が最も長い。
- ・教諭については、土日における「部活動指導」の時間が長く、中学校では全国平均よりも長い。

等の課題が明らかになっております。

登別市教育委員会では、これまで道教委が平成21年度に策定した「教育職員の時間外勤務等の削減に向けた取組方針」に基づき、本市小中学校に対し、定時退勤日の徹底や部活動休業日の設定などを呼びかけるとともに、文書処理の簡略化等に取り組んでまいりましたが、引き続き多くの課題があると認識をしております。

このため、一層の勤務縮減に向けた取組の強化が必要であると考え、道教委が示した「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」や、管内の教頭業務改善検討チームが示した提言を参酌するとともに、登別市校長会、教頭会等と意見交換を行い、基本方針を策定しました。

今後、この基本方針に則り、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めてまいります。

## 1 働き方改革に関する国や道の動き

- ・平成29年6月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る中教審への諮問（文部科学省）
- ・平成29年8月、「学校における働き方改革に係る緊急発言」（中教審初等中等教育分科会における働き方改革特別部会）
- ・平成29年12月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」（中教審）
- ・平成29年12月、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省）
- ・平成30年3月、「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」（道教委）
- ・平成31年1月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」（中教審）
- ・平成31年1月、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省）
- ・平成31年3月、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（文部科学省）
- ・令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の公布（文部科学省）
- ・令和2年1月、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号、以下「国指針」という。）（文部科学省）

## 2 基本方針の性格

- ・基本方針は、国指針第4（1）に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下「給特条例」という。）第8条及び登別市立学校管理規則8条の2に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。
- ・加えて基本方針は、市内小中学校が働き方改革を進めるため、市教委が策定とする。
- ・新しい教育計画においては、教職員の時間外勤務等の縮減や外部人材の活用に向けた取組を推進項目に位置づけて取り組む。
- ・基本方針については、今後の国や道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

## 3 教育委員会及び学校の役割

### （1）市教委の役割

- ・市立学校における働き方改革を進めるための方針等を作成する。
- ・市立学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定める。

- ・市立小中学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。

## (2) 学校の役割

- ・校長は、学校の重点目標を明確化し、全教員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進する。
- ・「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。

## 4 基本方針の目標

基本方針に掲げる取組を、成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次の通り設定する。

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を  
1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

- ※1 「在校等時間」は、7の(2)の①と同一。
- ※2 「所定の勤務時間」は、7の(2)の②と同一。
- ※3 「目標」に掲げる上限時間は、7の(2)の②と同一。
- ※4 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、7の(2)の③に掲げる上限の範囲内とする。

市教委はこの目標を達成するため、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努める。また学校は時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととする。

### 【働き方改革を進めるために目指す指標】

1 部活動休養日を完全に実施(年間A(平日週1日52日 +週末週1日52日)+B学校閉庁日9日(AとBの重複 分を除く。))している部活動の割合	100%
2 変形労働時間制を活用している学校の割合	100%
3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	100%
4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合	100%

## 5 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが学校教育の質の向上につながる。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならない。その基盤となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組に

ついて、保護者や地域住民にも理解を深めてもらう必要がある。

このため、市教委としては、広報などを通して学校での取組内容の周知を図ると同時に、登別市PTA連合会と連携するなどしながら保護者や地域の理解を深める。各学校においては、保護者や地域住民等に対し、説明責任を果たし、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に位置付けるなどするとともに、取組の普及啓発を進める。

## 6 具体的な取組

- ・市教委並びに学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

### (1) 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### ① 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・学習等をサポートする学力向上専門員やALT、ALT支援コーディネーター、学校司書、非常勤講師、学習支援員、地域ボランティアの活用を推進する。
- ・各校の生徒指導を支援する教育指導専門員やスクールソーシャルワーカー、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーや心の教室相談員の活用を推進する。
- ・特別支援教育推進のために専門員を配置するとともに、実際の支援を行う言語指導教諭や介助員の活用を推進する。

#### ② ICTの活用や校務支援システムの導入促進

- ・全教職員に一人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を図る。
- ・学校でのICT活用をサポートする情報推進専門員の活用を推進する。
- ・教職員の事務負担を軽減する校務支援システムの導入を検討する。

#### ③ 地域との協働の推進による学校を支援する体制づくりの推進

- ・学校運営協議会を中心に、学校・地域・家庭が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進する。
- ・地域学校協働本部事業で、学校と協働して子どもたちを育む体制づくりを推進する。
- ・児童生徒に直接かかわる地域ボランティアの拡充を図る。

#### ④ 学校給食費およびその他の学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減

- ・給食費については、給食費管理システムを導入する。
- ・学校徴収金に係る業務負担については、事務職員等への業務移譲を検討する。

## (2) 部活動指導に関わる負担の軽減

### ① 部活動休養日等の完全実施

- ・基本的に、週2日以上を休養日とする。(平日1日以上、土曜日及び日曜日1日以上、週末に大会参加等で活動した場合は、休業日を他の日に振り替える。)
- ・長期休業中の活動は、学期中に準じた扱いを基本とし、ある程度長期の休養期間を設定する。
- ・学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努めること。
- ・学校は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。

### ② 部活動の活動時間の制限

- ・基本的に、平日は2時間程度、土曜日、日曜日、祝日及び長期休業中は、大会やコンクール、練習試合、合宿等の場合を除き、3時間程度で終了する。

### ③ 部活動指導員等の配置

- ・校長の判断で外部コーチの活用等を推進する。
- ・国の補助制度の対象となる部活動指導員を配置する。

### ④ 複数顧問の効果的な活用

- ・一人の教職員に過度の負担がかからないよう、複数顧問の配置を促進し、全員が担当する環境づくりを推進する。

### ⑤ 学校規模に応じた部活動数の適正化等

- ・生徒がスポーツ等を行う機会が失われることがないよう、複数の学校による合同チームの取組を促進する。
- ・総合型地域スポーツクラブとの連携を検討する。

## (3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

### ① ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・管理職や教職員に対して、勤務時間について改めて意識しながら勤務するよう、意識の啓発を図る。
- ・出勤時刻(目安:7時30分以降)、最終退勤時刻(目安:遅くても19時30分まで)を意識した仕事の進め方を促す。
- ・優先順位を設定した業務の運用を図る。

## ② 長期休業期間中における学校閉庁日の設置

- ・長期休業中に連続した学校閉校日を設置する。
- ・緊急時の連絡体制を確保する。

## ③ 在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの導入

- ・勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることが明確化されたことを踏まえ、市教委では、職員が在校している時間を客観的に計測・記録し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録するシステムを導入し、活用する。

## ④ 留守番電話による連絡対応等

- ・非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置による連絡対応等の取組を進める。

## ⑤ 教職員の業務の効率化

- ・「チーム学校」のもと、協働で取り組む体制のさらなる促進を図る。
- ・会議の持ち方やペーパーレス化を促進する。
- ・教材・指導案や、評価に関わるデータの共有化を進める。
- ・メール配信システムを活用し、保護者連絡の効率化を図る。
- ・事務職員の学校経営参画意識を高め、教員の業務サポートを推進する。

## ⑥ 管理職のマネジメント力の向上

- ・市教委の学校訪問等での指導助言による学校長のマネジメント力の強化を促進する。
- ・様々な機会を通じ、管理職が自ら勤務時間を意識するよう促すとともに、削減する内容の明示を通して、各学校での時間外勤務縮減に向けた取組を推進する。

## (4) 教育委員会による学校サポート体制の充実

### ① 調査業務等の見直し

- ・学校に発出する調査等においては、送付文書に内容の詳細を記載し通知するとともに、関係機関から学校への周知依頼のあった文書については、学校業務に直接影響がないと判断される場合、最小限の情報を一覧に記載して周知する。
- ・市の部局や各種団体等からの学校への依頼は、生涯学習連絡会を通して一括依頼するとともに、学校現場の負担解消に向け取組の改善を促す。

### ② 適正な勤務時間の設定

- ・市教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員

の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。

- ・市教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行う。

### ③ メンタルヘルス対策の推進

- ・労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するとともに、各学校においてストレスチェックを実施する。

### ④ 教育課程の編成・実施に関する指導助言

- ・市教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。

### ⑤ 保護者や地域住民等の理解を得るための取組の推進

- ・教員の時間外勤務縮減の取組に対する、保護者、地域住民、市の部局の理解促進を進める。

## 7 市立学校の教育職員の在校等時間について

- ・市立学校の教育職員にあつては、給特条例第7条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務及び同条例第7条第1項各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定める。

- ・市教委は、次に定める業務を行う時間の上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進める。
- ・各市立学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とする。

#### (1) 対象者の範囲

給特条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。



## (2) 業務を行う時間の上限

### ① 「勤務時間」の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とする。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として道教委が外形的に把握する時間。
- イ 道教委等が定める方法によるテレワーク(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間
- ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- エ 休憩時間

### ② 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間(給特条例第7条第1項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間(以下「1か月時間外在校等時間」をいう。) 45時間
- イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間(以下「1年間時間外在校等時間」という。) 360時間

### ③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- ア 1か月時間外在校等時間 100時間未満
- イ 1年間時間外在校等時間 720時間
- ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
- エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

### (3) 市教委が行う措置

- ① 教育職員が在校している時間は、専用パソコン等により客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- ② 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- ③ 教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意する。
  - ア 必要に応じて、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
  - イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。
  - ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。
  - エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。
  - オ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ④ 各市立学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- ⑤ 保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図る。

### (4) 留意事項

- ① 本方針に掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- ② 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- ③ 業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行うことは、厳に避けなければならない。